

藤岡町地域協議会委員の募集

～地域自治を自らの手で～

栃木市では、地域の声を市政に反映させるため、旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町及び旧西方町の区域を地域自治区としています。そして、市民の皆さん同士が、地域の課題や市長から意見を求められたことについて自ら話し合いを行い、地域の意見を市長に伝える地域の住民代表組織として「地域協議会」を設置しています。

この地域協議会の委員は 15 人以内で構成され、地域自治区内の公共的団体等から推薦された方、地域の実情に精通した方及び応募された方の中から、市長が選任します。

このたび、現地域協議会委員の任期が平成 25 年 3 月 31 日で満了することから、次期地域協議会の委員を下記により募集いたします。

募集要項

- 受付期間 平成 25 年 1 月 18 日（金）から 2 月 8 日（金）まで（郵送の場合は当日消印まで有効）
- 募集人数 3 名
- 応募資格
 - ①藤岡地域の区域内に住所を有する方
 - ②応募締切日現在で年齢満 20 歳以上の方
 - ③行政関係者（本市の議会議員、行政委員又は職員）でない方
 - ④地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方
- 応募方法
 - ①「地域協議会公募委員応募用紙」に必要事項をご記入の上、800 字程度の作文（応募の動機、地域づくり・地域の活性化などについてのお考えを記載したもの。様式自由）と合わせて、藤岡総合支所地域まちづくり課又は総合政策部地域まちづくり課に直接又は郵送若しくは E メールにて提出してください。
 - ②応募用紙は、藤岡総合支所地域まちづくり課で配布しているほか、裏面に記載の公共施設に用意してあります。
また、栃木市ホームページからダウンロードすることもできます。
・栃木市ホームページ URL <http://www.city.tochigi.lg.jp/>
- 選考方法 学識経験者及び市職員で組織する選考会議において選考します。
- 選考結果 決定次第本人に連絡いたします。
- 委員の任期 平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
- 委員報酬 日額 8,000 円支給
- *その他
 - (1)委員の選考においては男女比を考慮することとしています。
 - (2)地域協議会は特定政党の主義主張の場ではありません。
 - (3)委員の氏名は公表されます。
 - (4)会議は基本的に月 1 回開催されます。また、地域協議会研究会による部会活動があります。

【お問合せ・連絡先】

藤岡総合支所地域まちづくり課（地域自治担当）
〒323-1192 栃木市藤岡町藤岡 1022 番地 5
Tel.62-0900 e-mail f-chiiki@city.tochigi.lg.jp

総合政策部地域まちづくり課（まちづくり担当）
〒328-8686 栃木市入舟町 7 番 26 号
Tel.21-2247 e-mail chiiki@city.tochigi.lg.jp



裏面もご覧ください

○応募用紙配布場所

- ①藤岡遊水池会館 ②部屋出張所 ③渡良瀬の里 ④藤岡図書館 ⑤藤岡公民館

○地域自治区について

合併をした全国の自治体の例では、本庁以外の従来の旧町にお住まいの方にとって、自分たちの声が市役所に届きにくくなるのではないかと、周辺の町はさびれてしまうのではないかと、という合併に伴う不安があるようです。

そこで、そのような合併時の不安を取り除くと共に、各町のまちづくりを継承できる仕組みや、地域住民の意見を市政に反映していく仕組みが必要であるとの共通認識に立ち、合併時から旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町及び旧西方町の区域に地域自治区を設置しています。

1 地域自治区の名称、区域及び設置期間

名称	区域	設置期間
大平町	旧大平町の区域	合併の日から 平成 27 年 3 月 31 日まで
藤岡町	旧藤岡町の区域	
都賀町	旧都賀町の区域	
西方町	旧西方町の区域	

2 地域自治区の仕組み

地域自治区は、地域の住民代表組織である「地域協議会」、地域協議会の事務局機能を持ち様々な行政サービスを行う「地域自治区事務所＝総合支所」、地域の代表であり行政との調整役ともなる「区長」の3つの要素から構成されています。

